

令和7年度

小千谷市第三子以降学校給食費補助金のお知らせ

小千谷市では、子育て支援の一環として、義務教育期間の子どもを3人以上養育している保護者に対して、学校給食費の補助を実施します。申請をされた方のみを対象とし、申請をされない方は補助の対象とはなりません。

申請する場合は、下記に記載された条件、必要となる書類・添付資料等を必ず確認のうえ、申請してください。

※提出先は小千谷市教育委員会のみとなります。学校には提出しないで下さい。

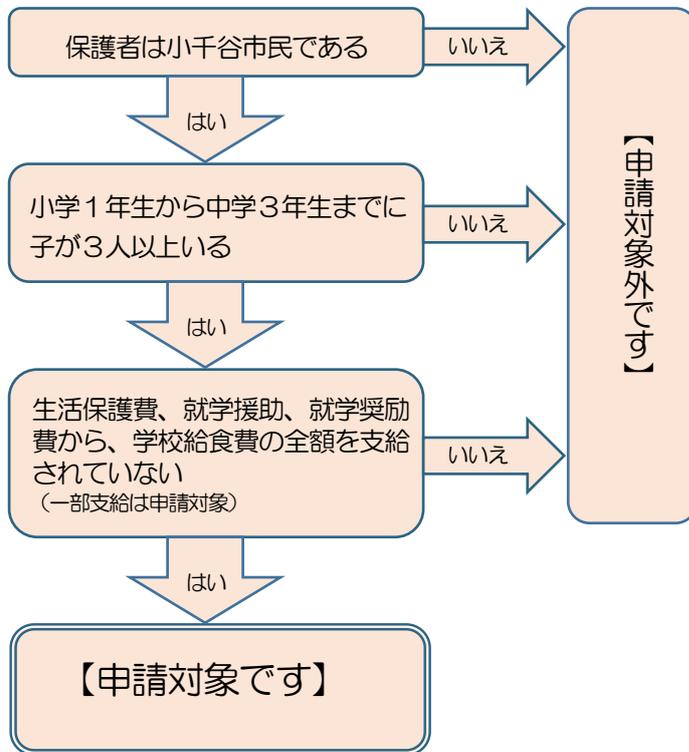
1. 対象者

次のすべてに該当する保護者が対象となります。

- (1) 保護者が小千谷市内に住所を有し、現に居住していること
- (2) 義務教育期間（小学1年生から中学3年生まで）に子どもが3人以上いること
- (3) 学校給食費の未納がないこと（1年間）

※生活保護や就学援助等により、既に学校給食費相当額の給付を受けている場合は補助対象外となります。

就学奨励費で一部のみ学校給食費相当額の給付を受けている場合は、一部を除いた額が補助対象となります。



2. 補助される額

3人目以降の子どもについて、1年間納入した学校給食費相当額を上限とします。

【参考例】○該当する 下記の3人がいる場合

- ・ 中学3年生 Aさん
- ・ 小学6年生 Bさん
- ・ 小学3年生 Cさん ⇒ Cさんの学校給食費が対象となります。

【参考例】×該当しない 下記の子どもの場合

- ・ 高校2年生 Dさん
 - ・ 中学2年生 Eさん
 - ・ 小学5年生 Fさん
 - ・ 保育園年長 Gさん
- 】 義務教育期間の子どもは2人のため、補助対象となりません。

3. 申請方法

○申請書類及び期限

(1) 提出書類 「第三子以降学校給食費補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に提出してください。

☆オンライン申請が可能です。URL または QR コードより申請を行ってください

<https://logoform.jp/form/zdEy/1497613>



・申請書は、小千谷市ホームページからダウンロードすることもできますので、印刷してご利用ください。用紙が必要な方は、小千谷市教育委員会へご連絡ください。

(2) 添付書類 **本人確認ができる書類（免許証、マイナンバーカード等）の写し**
振込先口座の通帳の写し（表紙裏面の見開き部分）

※その他、対象児童・生徒が小千谷市立学校以外の学校に在籍する場合は、学生証その他在籍を証明できるものの写しを添付してください。

(3) 振込口座 指定された保護者口座へ振り込みます。

提出締切 **令和8年3月31日（火）まで**

提出・問い合わせ先 小千谷市教育委員会教育・保育課（健康・こどもプラザ あすえ～る 2階）
学校教育係 TEL0258-83-3519

4. 交付の流れ（3月～5月初旬） ※保護者は①、④を行います

- ①申請書を提出する（オンライン申請あるいは書類の提出）・・・3月31日（火）までに申請をします。
- ②市から決定通知書（または不交付決定通知書）を送付・・・申請を受付後に審査をし、通知を郵送します。
- ③市から実績報告書の様式を送付・・・実績報告書の様式を郵送します。
- ④実績報告書を提出する・・・必要事項を記入し、市へ提出してください。
- ⑤市から確定通知書を送付・・・実績報告書を確認した後、通知を郵送します。
- ⑥市から補助金を交付・・・確定状況に基づき、口座へ補助金を交付します。